

様式 1

事業者番号	630
-------	-----

2026年 4月 1日

近畿運輸局長 殿

住 所 大阪府和泉市平井町 307-1
氏名又は名称 泉海商運 株式会社
代表者の氏名 岡山 健治
電 話 番 号 0725-57-2630

一般貨物自動車運送事業の運賃及び料金設定（変更）届出書

一般貨物自動車運送事業の運賃及び料金を下記のとおり設定（変更）したので、
貨物自動車運送事業報告規則第2条の2の規定に基づき届出いたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
住 所 大阪府和泉市平井町 307-1
氏名又は名称 泉海商運 株式会社
代表者の氏名 岡山 健治
 2. 事業の種別
一般貨物自動車運送事業
 3. 設定し、又は変更しようとする運賃及び料金を適用する運行系統又は地域
全国
 4. 設定し、又は変更しようとする運賃及び料金の種類、額及び適用方法
種 類 距離制運賃 時間制運賃 燃料サーチャージ制 (別添1のとおり)
新) 運賃及び 一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃（令和6年国土
料金の額 交通省告示第209号）のとおり
(適用) 北海道 東北 関東 北陸信越 中部
近畿 中国 四国 九州 沖縄
適用方法 別添2のとおり
- 旧) H2 公示運賃 H6 公示運賃 H9 公示運賃 H11 公示運賃
その他 (R2 公示運賃)
5. 実施日
2026年 4月 1日より実施



[ここに入力]

様式 1

事業者番号	630041625
-------	-----------

2026年 4月 1日

近畿運輸局長 殿

住 所 大阪府和泉市平井町 307-1
氏名又は名称 泉海商運 東日本 株式会社
代表者の氏名 岡山 健治
電話番号 0725-57-2630

一般貨物自動車運送事業の運賃及び料金設定（変更）届出書

一般貨物自動車運送事業の運賃及び料金を下記のとおり設定（変更）したので、
貨物自動車運送事業報告規則第2条の2の規定に基づき届出いたします。

記

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
住 所 大阪府和泉市平井町 307-1
氏名又は名称 泉海商運 東日本 株式会社
代表者の氏名 岡山 健治
- 事業の種別
一般貨物自動車運送事業
- 設定し、又は変更しようとする運賃及び料金を適用する運行系統又は地域
全国
- 設定し、又は変更しようとする運賃及び料金の種類、額及び適用方法
種 類 距離制運賃 時間制運賃 燃料サーチャージ制 (別添1のとおり)
新) 運賃及び 一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃（令和6年国土
料金の額 交通省告示第209号）のとおり
((適用) 北海道 東北 関東 北陸信越 中部
近畿 中国 四国 九州 沖縄
適用方法 別添2のとおり

~~旧) H2運賃 H6公示運賃 H9公示運賃 H11公示運賃
R2標準的な運賃 その他（別添2のとおり）~~
- 実施日
2026年 4月 1日より実施



[ここに入力]

様式 1

事業者番号	630041626
-------	-----------

2026年 4月 1日

近畿運輸局長 殿

住 所 大阪府和泉市平井町 307-1
氏名又は名称 泉海商運 中部 株式会社
代表者の氏名 岡山 健治
電 話 番 号 0725-57-2630

一般貨物自動車運送事業の運賃及び料金設定（変更）届出書

一般貨物自動車運送事業の運賃及び料金を下記のとおり設定（変更）したので、
貨物自動車運送事業報告規則第2条の2の規定に基づき届出いたします。

記

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
住 所 大阪府和泉市平井町 307-1
氏名又は名称 泉海商運 中部 株式会社
代表者の氏名 岡山 健治
 - 事業の種別
一般貨物自動車運送事業
 - 設定し、又は変更しようとする運賃及び料金を適用する運行系統又は地域
全国
 - 設定し、又は変更しようとする運賃及び料金の種類、額及び適用方法
種 類 距離制運賃 時間制運賃 燃料サーチャージ制（別添1のとおり）
新) 運賃及び 一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃（令和6年国土
料金の額 交通省告示第209号）のとおり
（（適用）北海道 東北 関東 北陸信越 中部
近畿 中国 四国 九州 沖縄
適用方法 別添2のとおり
- ~~旧) H2運賃 H6公示運賃 H9公示運賃 H11公示運賃
R2標準的な運賃 その他（別添2のとおり）~~
- 実施日
2026年 4月 1日より実施



[ここに入力]

様式1

事業者番号	6300
-------	------

2026年 4月 1日

近畿運輸局長 殿

住 所 大阪府和泉市平井町 307-1
氏名又は名称 泉海商運 西日本 株式会社
代表者の氏名 岡山 健治
電 話 番 号 0725-57-2630

一般貨物自動車運送事業の運賃及び料金設定（変更）届出書

一般貨物自動車運送事業の運賃及び料金を下記のとおり設定（変更）したので、
貨物自動車運送事業報告規則第2条の2の規定に基づき届出いたします。

記

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
住 所 大阪府和泉市平井町 307-1
氏名又は名称 泉海商運 西日本 株式会社
代表者の氏名 岡山 健治
 - 事業の種別
一般貨物自動車運送事業
 - 設定し、又は変更しようとする運賃及び料金を適用する運行系統又は地域
全国
 - 設定し、又は変更しようとする運賃及び料金の種類、額及び適用方法
種 類 距離制運賃 時間制運賃 燃料サーチャージ制 (別添1のとおり)
新) 運賃及び 一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃（令和6年国土
料金の額 交通省告示第209号）のとおり
((適用) 北海道 東北 関東 北陸信越 中部
近畿 中国 四国 九州 沖縄
適用方法 別添2のとおり
- ~~旧) H2運賃 H6公示運賃 H9公示運賃 H11公示運賃
R2標準的な運賃 その他 (別添2のとおり)~~
- 実施日
2026年 4月 1日より実施

